

別表第2（第3条関係）

女性の雇用創出効果が高いと認められる企業

○ 第3条（補助対象者）における女性の雇用創出効果が高いと認められる企業について、次のとおりとする。

1 新たに設置又は増設するオフィスにおいて、以下に定める業種に該当する業務を行う企業

大分類G	情報通信業（日本標準産業分類に定める大分類）
中分類	<p>通信業 （管理，補助的経済活動を行う事業所、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）</p> <p>放送業 （管理，補助的経済活動を行う事業所、公共放送業（有線放送業を除く）、民間放送業（有線放送業を除く）、有線放送業）</p> <p>情報サービス業（管理，補助的経済活動を行う事業所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）</p> <p>インターネット附随サービス業（管理，補助的経済活動を行う事業所、インターネット附随サービス業）</p> <p>映像・音声・文字情報制作業（管理，補助的経済活動を行う事業所、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</p>
大分類L	専門・技術サービス業
中分類	<p>専門サービス業（他に分類されないもの） （管理，補助的経済活動を行う事業所、法律事務所，特許事務所、公証人役場，司法書士事務所，土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所，税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業）</p> <p>広告業 （管理、補助的経済活動を行う事務所、広告業）</p> <p>技術サービス業（他に分類されないもの） （管理，補助的経済活動を行う事業所、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）</p>

2 その他、知事が定める特に女性の雇用創出効果が高い認められる業務を行う企業